

円小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

ふるさと円で 学びを拓き 夢を育み 心身ともにたくましく生きる子どもを育成する。

いじめ防止対策目標

- 1 学校と家庭、町、関係機関間の密接な連携のもと、いじめの防止や早期発見、対応に取り組む。
- 2 いじめ問題への直接対応とともに、学校や家庭、地域、それぞれの生活の特性を生かしていじめを生まない規律あるよりよい集団づくりに取り組む。
- 3 学校内外のいじめ根絶のために、いじめ問題の啓発及びいじめの早期発見・未然防止に努める。
- 4 いじめ問題の特質をふまえ、組織的に、迅速かつ公平・中立な立場に立って対応できる体制を整える。
- 5 いじめ対策委員会で計画的に取組内容の評価・検証・修正を行い、画一的な対応とならぬようにする。

家庭・地域との連携

○家庭

◇PTA各種会合でのいじめ防止対策を含む教育活動の理解推進

◇親子のふれあいや保護者相互の親睦充実による連携強化

◇町学力水準向上推進大会等での規律ある生活・学習環境の向上

○地域

◇学校評議委員会や小学校区教育懇談会での意見交換

◇学校行事への招待

【円小学校いじめ防止対策委員会】

いじめの防止や対応に係る年間計画の作成・実行する上で、検証・修正の中核組織として設置する。

1 目的

いじめ問題の有無やいじめ問題への取組を定期的に点検・評価し改善していくことで、いじめ問題に学校・家庭・地域全体で取り組む体制を確立・維持する。

2 構成

管理職、生徒指導主任、養護教諭、関係学級担任、PTA会長、町SSWその他必要に応じた関係者及び外部専門家の参加により、公平性・中立性・客観性を保つ。

関係機関等との連携

○町教育委員会

◇町教育委員会指導主事やSSWの招聘及び助言、職員研修への講師招聘依頼

◇町いじめ対策連絡協議会による評価・検証や助言

○関係小・中学校

◇適時適切な情報共有や意見交換推進

◇小中連携した指導内容による生徒指導の充実

○警察や児相、町福祉課等

◇安心安全な教育環境づくりのための措置の充実

【重点課題】

○確かな学力の向上

◇先行学習や三層を意識した授業改善等による「分かる授業・活躍できる授業」づくりにより自己肯定感や確かな判断力等の育成

○豊かな心の育成

◇全職員による生徒指導の徹底

◇命の指導を含む道徳教育等の教育課程の見直しと改善

◇体験的活動の充実による連帯感、自己有用感等の育成

◇学級活動や児童会活動の充実による自己指導能力の育成

○健やかな体づくり

◇個別の適切な目標設定と自主的体力づくりの推奨

○教職員の資質向上

◇いじめ問題の理解や対応についての職員研修の実施

◇総合的組織的な取組への共通理解

○開かれた学校づくりと家庭や地域への啓発推進

◇家庭・地域・各関係機関団体等との連携強化

◇いじめ対策の理解と啓発活動の推進

【いじめの防止】

○教職員の取組：児童一人一人が大切にされる授業、相互に認め合う学級・学校集団づくりにより、いじめをしない、させない、許さない学習環境をつくる。

※全校で取り組む人権尊重の視点に立った授業づくりや学級づくり

※自己指導力を育てる教職員一人一人の学習指導・生徒指導力の向上への取組

○児童の取組：いじめをしない、させない温かい人間関係づくりに努める。

※児童会による仲間作り活動や全校遊び、いじめ防止活動（いじめ撲滅宣言・いじめ防止人権標語）

○保護者の取組：「いじめ」の理解を進めるとともに保護者と児童及び保護者相互が声を交わしたりふれあったりする場をつくり、相談しやすい環境とする。

※「いじめ」に係る道徳授業参観や学級PTAやPTA総会での「いじめ」の理解や「いじめ防止対策」についての啓発

※家庭教育学級、PTAあいさつ運動、親子ふれあい作業、各種体育行事への積極的な参加や応援

【いじめの早期発見】

○教職員の取組：いじめ根絶への意識や感覚を研ぎ澄まし、見逃さない。

※県いじめ対策必携を活用しての「いじめ」の理解及び対応等の定期的確認

※日常の児童や教室設営等の観察と無記名アンケートや個別相談等の実施

※不安や悩みを相談しやすい教職員と児童及び保護者との雰囲気づくり

○児童の取組：「いじめ」を見抜き、解決に向かって行動する雰囲気をつくる。

※児童の言葉による「いじめ防止」や「いじめをなくす行動」等の呼びかけやロールプレイによる寸劇実施

○保護者の取組：子どもの変化に気づく落ち着いた家庭環境づくりに努めるとともに、いじめの疑いがあるときには、速やかに学校等へ通報する。

※「早寝・早起き・朝ご飯」の推奨や家族団らん、生活リズム点検や家庭学習見届け等による子どもとの語らいや観察とともにやPTA行事への参加推奨

※我が子に限らず、また、他校籍の児童であっても必ず通報することの徹底

【いじめに対する措置】

○教職員の取組：組織的に、迅速かつ公平・中立な立場で毅然と対応する。

※児童が安心して学習できる生活・学習環境の速やかな確保と適切な懲戒

※いじめ防止対策委員会の評価・検証を受けての適切な対応や措置の修正

○児童の取組：児童の立場からいじめを許さない学習環境づくりに取り組む。

※学級会や児童会を中心として、児童の言葉でいじめを許さないメッセージを取りまとめた再発防止の意見表明及び仲間づくり活動の実施

○保護者の取組：学校のいじめ対応を公平な立場で理解し、望ましい学習環境構築に協力する。

※各種PTA会合への積極的な参加と学校と一体となつたいじめ根絶への対応

【いじめ防止対策の体制】

○生徒指導体制の見直し

◇いじめ防止対策の視点での指導体制の見直しと職員の共通理解・実践の体制確立

○職員研修の充実

◇事例研修や教育相談、心理検査手法等のきめ細やかな児童理解や人間関係づくり等に資する研修の内容の充実

○相談体制の改善

◇実態把握の定期調査実施と相談窓口の周知徹底と確実な事実確認

○多様な対応

◇SSWや外部機関との開かれた連携

○情報収集の工夫

◇校外各種会合での情報収集
◇学校ネット・パトロール事業検索結果の活用

○情報発信の工夫

◇いじめ問題に係る啓発資料の積極的活用

◇家庭や地域等へ取組状況を発信することによる実態把握や対策の評価や修正への反映